責任限定契約書

株式会社○○（以下、「甲」という）と株式会社○○の社外監査役である××（以下、「乙」という）とは、甲の定款第○条に基づき、乙の甲に対する損害賠償責任の限定を内容とする下記契約を締結する。

（責任限度額）

1. 本契約締結後、乙が社外監査役として、その任務を怠ったことにより甲に対して損害を与えた場合において、その職務を行うことにつき善意でかつ重大な過失がないときは、乙は、金○○円または会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額を限度として、甲に対して損害賠償責任を負うものとする。

（通知）

1. 乙は、前条により限定された責任を負う場合において、その後新株予約権を行使または譲渡しようとするときは、事前に甲に通知し、必要な会社法上の手続を経るものとする。

２． 乙は、前条による限定された責任を負う場合において、新株予約権証券を所持するときは、乙は遅滞なく新株予約権証券を預託するものとする。

（再任効力）

1. 乙が甲の社外監査役の任期満了時に再度甲の監査役に選任され、就任した場合は、就任後の行為についても本契約はその効力を有するものとし、その後も同様とする。ただし、再任後新たに甲と乙の間で乙の責任を限定する旨の契約書を締結する場合にはその限りではない。

（契約の失効）

1. 乙が甲または甲の子会社の業務執行取締役もしくは執行役または支配人その他の使用人となったときは、本契約はその時より将来に向かってその効力を失う。

（契約の開示）

1. 甲は会社法その他法令の規定により必要があるときは、本契約の存在および内容その他法令で定める事項を第三者に開示することが出来る。

本契約締結の証として本書２通を作成し、記名押印の上、甲乙各１通を保持する。

令和　　年　　月　　日

甲

乙